

高等学校等入学支援金のお知らせ

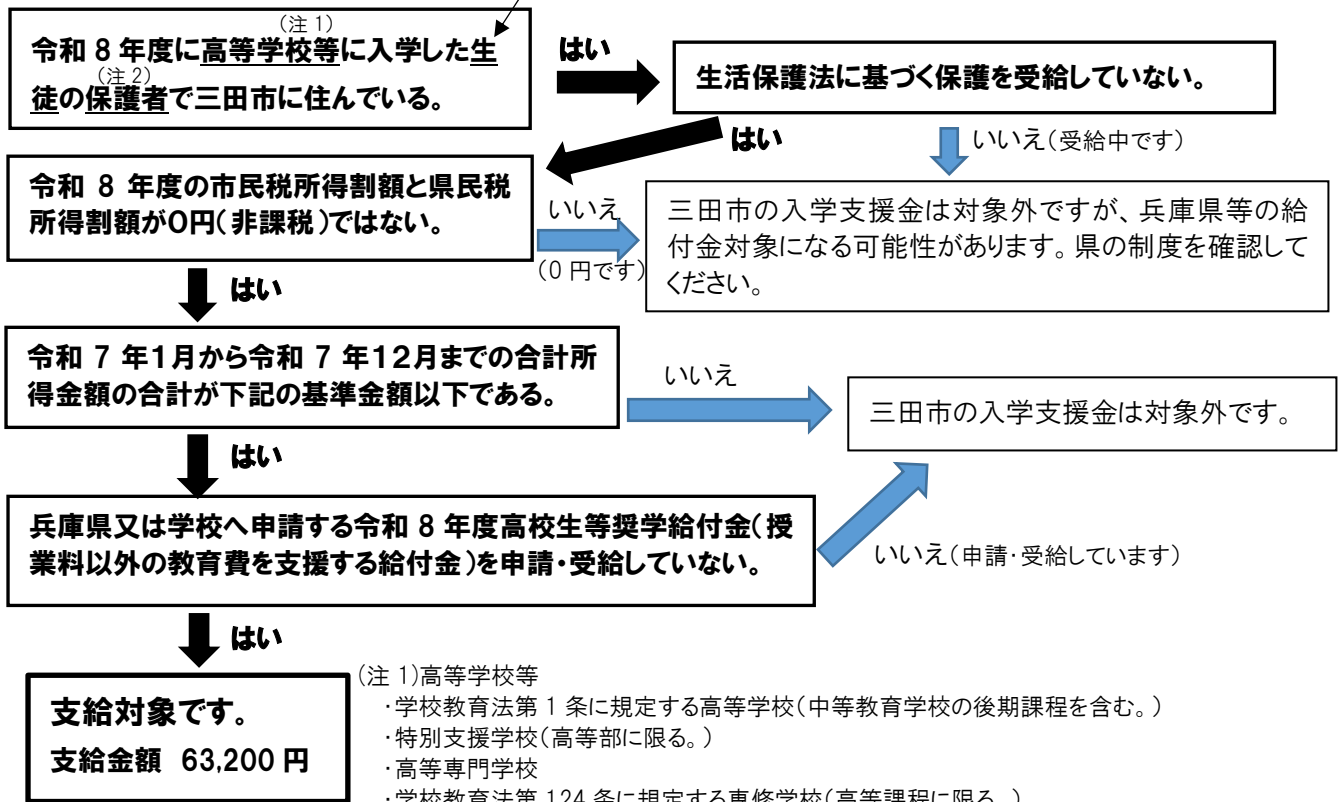
(令和 8 年度入学者)



三田市では、高等学校等入学の際に必要な費用の一部を援助する高等学校等入学支援金(以下「入学支援金」といいます。)制度を設けています。

【支給対象者は?】

※生徒の居住地は三田市外でも構いません



(注1)高等学校等

- ・学校教育法第 1 条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)
- ・特別支援学校(高等部に限る。)
- ・高等専門学校
- ・学校教育法第 124 条に規定する専修学校(高等課程に限る。)
- ・学校教育法第 134 条に規定する各種学校のうち、同法第 1 条に規定する高等学校に準ずる教育課程を実施する学校で三田市教育委員会が特に認める学校

(注2)保護者とは学校教育法第 16 条に定める保護者であり、満 18 歳以上の生徒は対象にはなりません。
 ・保護者は生徒の高等学校等の入学月の月末までに三田市内に住所を有し、居住していること。

基準金額

世帯人数	2人	3人	4人	5人	1人増える毎に加算
ひとり親家庭	1,924,000 円	2,330,000 円	2,852,000 円	3,195,000 円	579,000 円
それ以外	1,924,000 円	2,106,000 円	2,564,000 円	2,875,000 円	547,000 円

・合計所得金額の合計…住民基本台帳上の世帯を生計同一と考え、全員の合計所得金額を合計したもの。

※単身赴任等で生計同一の人や、住民基本台帳上の世帯が同一で生計を別にする人がいる場合は加除します。

・ひとり親家庭…母子家庭等医療費を受給していない場合は、戸籍謄本の写しを添付してください。

・心身に障害のある人と同居している…「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者手帳」のいずれかを所持する人 1 人あたり 276,000 円を基準金額に加算します。いずれかの手帳をコピーし添付してください。

※有効期限がある場合は、期限のわかる部分も添付。

・「ひとり親家庭」「心身に障害のある人と同居している」世帯でも、添付書類がない場合は、要件に該当しないものとして審査します。

※その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある。

DV などの特別な事情で住民票は他市にあるが、三田市に居住している場合は、事前にご相談ください。

1. 支給金額・支給時期

入学支援金は、申請書に記載(入力)いただいた口座に降り込みで支給します。

支給金額 63,200 円

支給時期 申請月の翌月末

※ 支給は対象生徒 1 人につき 1 回です。

※ 支給日が土日祝日のときは、その前日、前々日に支給します。また、支給日を変更する場合があります。

2. 申請方法

審査、支給のために、三田市教育委員会が職権で住民基本台帳、住民税課税台帳および生活保護等各種扶助費の受給状況などを閲覧することを承諾のうえ、申請方法 A もしくは B で申請してください。

申請対象の生徒が複数いる場合は、一人ずつ提出(申請)が必要です。

<p>申請方法 A 【電子申請】</p>	<p>・下記の二次元コードまたは URL から、スマートフォンなどを使用し申請してください。</p> <p>・高等学校等の 1 年に在学を証明する書類(生徒手帳、在学証明書)の写真または PDF データを添付してください。</p> <p>・その他の添付書類のある人もフォームから申請できます。写真に撮って添付してください。</p> <div data-bbox="555 882 719 1043"></div> <p>URL https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/1624017</p> <p>※申請内容に誤りや修正がある場合は、再度申請してください。</p> <p>※同一の生徒について複数の申請があった場合は、最も新しい送信日時に申請された内容により、認定の審査、支給を行います。</p> <p>※電子申請の際に入力されたメールアドレス宛に、追加資料の提出依頼などをする場合がありますので、審査結果が届くまで必ず受信メールの確認をお願いします。</p>		
<p>申請方法 B 【紙の申請】</p>	<p>・A 高等学校等入学支援金申請書及びイ高等学校等の 1 年に在学を証明する書類を 1 部ずつ、持参または郵送で提出してください。</p> <p>・添付書類が必要な場合は、併せて提出してください。</p> <p>ア 高等学校等入学支援金申請書 申請書は、市ホームページからダウンロードできます。(下記の二次元コードからホームページへアクセスできます。)また、三田市教育委員会教育支援課でも配布しています。</p> <p>イ 高等学校等の在学を証明する書類 生徒手帳のコピーまたは在学証明書を添付してください。</p> <p>提出先 三田市教育委員会 学校教育課 学務担当</p> <div data-bbox="432 1821 1082 2103"><table border="1"><tr><td data-bbox="432 1821 799 2103"><p>三田市ホームページ 高等学校等入学支援金 のお知らせ</p></td><td data-bbox="799 1821 1082 2103"></td></tr></table></div>	<p>三田市ホームページ 高等学校等入学支援金 のお知らせ</p>	
<p>三田市ホームページ 高等学校等入学支援金 のお知らせ</p>			

【添付書類】

生計を同一にする人が次のA～Cのいずれかに該当する場合は、添付書類が必要です。

事 由		添 付 書 類
A	令和 8 年 1 月 1 日時点で、他の市区町村に居住していた場合	令和 8 年 1 月 1 日時点で居住していた市区町村が発行する令和 7 年度市民税・県民税所得・課税証明書 ※収入の有無にかかわらず必要です。(児童生徒で収入がない場合を除く)
B	ひとり親家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合	戸籍謄本の写し ※発行方法は本籍地に問い合わせ
C	心身に障害のある人と同居している場合	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者手帳」のいずれかをコピーしたもの ※有効期限がある場合は、期限がわかる部分も必要

※生計を同一にする人…住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人等)を含みます。

3. 申請時期

申請時期 令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

※随時申請を受け付けます。

※郵送による提出の場合は、消印の日を申請のあった日とします。

4. 留意事項

- ① 入学支援金は、学校または居住する都道府県に申し込む「高校生等奨学給付金」(授業料以外の教育費を支援する給付金)と併給ができません。

「高校生等奨学給付金」の詳細は、学校又は居住する都道府県にお問い合わせください。

文部科学省のweb サイトに各都道府県の問い合わせ先が掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

(「高等学校等就学支援金」(授業料への支援)及び「高校生等臨時支援金」(授業料への支援)は併給することができます。)



- ② 虚偽の申請その他不正な手段による認定が判明した場合は、入学支援金の認定を取消すとともに、既に支給した入学支援金について返還を請求する場合があります。

5. 問い合わせ等

ご不明な点等は、下記までお問い合わせください。

三田市教育委員会 学校教育課 学務係

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号 南分館 4 階

TEL079-559-5136